# 第三セクター等のあり方に関する研究会 報告書の概要

### 報告書の基本的な考え方

- O 平成21年度から取り組んでいる第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は、当初の予定どおり平成25年度末での終了が適当。
- 〇 平成26年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して経営健全化を含む適切な関与を行うことが必要。特に、財政的リスクが高い 第三セクター等については、技本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むべき。
- われることを前提として、適切に活用することも重要。 O 終終省は、地方公共団体の第三セクター等への関与について、抜木的改革を含む経覚健全化の取組を促進するための手順や留意点

第三セクター等は地域において公共部門における民間の資金・ノウハウの活用を図るための有力な手法の一つであり、健全な経営が行

O 総務省は、地方公共団体の第三セクター等への関与について、抜本的改革を含む経営健全化の取組を促進するための手順や留意点等を取りまとめた指針の策定をはじめとする適切な支援に取り組むべき。

## 報告書において示された平成26年度以降の地方公共団体と第三セクター等の関係に係る留意点等

#### 〇地方公共団体の第三セクター等への関与

- 地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や財政的リスク等の把握、
- 定期点検等について、資産の時価評価や外部の監査、存続の前提となる 条件(ゴーイング・コンサーン)明確化等により適切に行うことが必要。
- 経営状況等を把握した結果、現在又は将来の経営悪化が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要。
- ・ 必要な人材の確保、役職員数・給与等の見直し、民間の資金・ノウハウ の活用等、自立的な資金調達に取り組むことが重要。
- ・ 地方公共団体からの財政的な支援については、事業の性質上、第三セクター等が自らの収入で賄うことが困難又は不適当な経費に対してのみ、適切な形で行うべき。突発的に多額の債務を負う可能性がある損失補償や制度の趣旨に反する反復かつ継続的な短期貸付けは行うべきではない。

#### ○抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化

・第三セクター等の経営悪化や高水準の財政的リスク等が認められる場合は、地方公共団体は抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。(経営健全化に取り組むべき基準(損失補償や短期貸付金が一定水準に

達する等)、採算性の判断基準、検討フローチャート、留意事項等を明示。)

地方公共団体が第三セクター等の処理に要する経費が多額に上る場合には、基金の活用や行政改革等により財源の確保に努めることが必要。

- ○第三セクター等の設立
- ・第三セクター等の設立に当たっては、事業の意義、将来見通し等について検討を行い、他の手法との比較を行うとともに、公・民の責任分担のあり方やゴーイング・コンサーン等についてあらかじめ決定しておくことが必要。 ・安定的な経営継続が可能な必要最小限の出資、地方公共団体の信用力
- ○第三セクター等の活用
- ・現下の社会・経済情勢を踏まえれば、公共部門に民間の資金・ノウハウを活用するための一手法として、第三セクター等の活用が重要。 ・ 地域において役割を果たしている第三セクター等には、以下の傾向が見
- られる。健全な経営を前提としつつも、このような例も参考として、適切な取組が進むことが望まれる(これらの事例を推薦している訳ではない。)。
  - ・ 地方公共団体の圏域を超えて活動することができる

に依存しない自立的な資金調達等についても留意するべき。

- ・ 民間企業が進出しない地域において必要な役割を担う
- ○その他
- ・ 第三セクター等の経営健全化等に係る都道府県・関係府省の支援や第 三セクター等の政策課題への対応等の必要性を指摘。

公共性、公益性が高い事業を合理的、効率的な形で行うことができる